

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第3区分
 【発行日】令和6年3月22日(2024.3.22)

【公開番号】特開2024-15053(P2024-15053A)
 【公開日】令和6年2月1日(2024.2.1)
 【年通号数】公開公報(特許)2024-020
 【出願番号】特願2023-199560(P2023-199560)
 【国際特許分類】

G 0 7 G 1 / 1 2 (2 0 0 6 . 0 1)

G 0 7 G 1 / 0 1 (2 0 0 6 . 0 1)

G 0 6 Q 3 0 / 0 6 (2 0 2 3 . 0 1)

【 F I 】

G 0 7 G 1 / 1 2 3 6 1 D

G 0 7 G 1 / 0 1 3 0 1 E

G 0 6 Q 3 0 / 0 6

10

【手続補正書】

【提出日】令和6年3月13日(2024.3.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

実施形態の商品販売データ処理装置は、商品情報取得手段と、免税受付手段と、算出手段と、判定手段と、表示手段と、を備える。商品情報取得手段は、顧客が購入を希望する商品の商品情報を取得する。免税受付手段は、免税取引であることを受け付ける。算出手段は、免税受付手段によって免税取引であることを受け付けた場合、商品情報取得手段が取得した商品情報に基づいて、消耗品と一般物品毎の金額の合計を算出する。判定手段は、算出手段によって算出された消耗品と一般物品毎の金額の合計が、消耗品と一般物品それぞれの免税条件を満たしているかを判定する。表示手段は、判定手段によって免税成立額に到達していないと判定された場合、免税成立額の下限值に対する不足額を、消耗品と一般物品毎に表示する。

30

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

顧客が購入を希望する商品の商品情報を取得する商品情報取得手段と、免税取引であることを受け付ける免税受付手段と、

前記免税受付手段によって免税取引であることを受け付けた場合、前記商品情報取得手段が取得した商品情報に基づいて、消耗品と一般物品毎の金額の合計を算出する算出手段と、

前記算出手段によって算出された消耗品と一般物品毎の金額の合計が、消耗品と一般物品それぞれの免税条件を満たしているかを判定する判定手段と、

前記判定手段によって免税成立額に到達していないと判定された場合、免税成立額の下限值に対する不足額を、消耗品と一般物品毎に表示する表示手段と、

40

50

を備える商品販売データ処理装置。

【請求項 2】

前記表示手段は、さらに、前記判定手段によって、前記消耗品の合計金額が免税成立額
の上限値を超えていると判定された場合、前記上限値に対する超過額を表示する、
請求項 1 に記載の商品販売データ処理装置。

【請求項 3】

前記表示手段は、前記不足額と、前記消耗品および前記一般物品の税込合計金額と、税
抜合計金額と、を表示器の同じ画面に、キャッシュまたは前記顧客に対して表示する、
請求項 1 に記載の商品販売データ処理装置。

【請求項 4】

前記表示手段は、前記超過額と、前記消耗品および前記一般物品の税込合計金額と、税
抜合計金額と、を表示器の同じ画面に、キャッシュまたは前記顧客に対して表示する、
請求項 2 に記載の商品販売データ処理装置。

【請求項 5】

顧客が購入を希望する商品の商品登録処理を保留させるとともに、前記商品登録処理を
保留させた際に、前記顧客以外の顧客に対する商品登録処理を実行させる保留手段を更に
備える、

請求項 1 から請求項 4 のいずれか 1 項に記載の商品販売データ処理装置。

【請求項 6】

コンピュータに対して、

顧客が購入を希望する商品の商品情報を取得する商品情報取得手段と、
免税取引であることを受け付ける免税受付手段と、
前記免税受付手段によって免税取引であることを受け付けた場合、前記商品情報取得手段
が取得した商品情報に基づいて、消耗品と一般物品毎の金額の合計を算出する算出手段と

前記算出手段によって算出された消耗品と一般物品毎の金額の合計が、消耗品と一般物品
それぞれの免税条件を満たしているかを判定する判定手段と、

前記判定手段によって免税成立額に到達していないと判定された場合、免税成立額の下
限値に対する不足額を、消耗品と一般物品毎に表示する表示手段と、

を実行させるためのプログラム。

10

20

30

40

50